

考えながら学ぶ違反処理法学 〔第35回〕

－ 迷ったときの違反処理ナビ Q & A －

違反処理研究会

《Q265》違反処理に関して、消防に比べると建築部局の取組が非常に鈍いのではないかと声をよく聞きますが、何に問題があると考えられますか。

《兵庫県S市消防本部 S消防署 S・Sさん》



建築部局の担当者が少なく違反建築物の改善指導に手が回らないという事情もあると思うが、元々、規制法令としての建築基準法が最低の基準を定めているという点に建築部局の違反処理への取組の鈍さがあると考えられる。

【ヒント】質問にあるとおり確かに建築部局の違反処理は鈍いというのが消防機関の違反処理担当者が抱えている率直な感想ではないでしょうか。ただ、消防機関の立入検査実施や要員の状況などと比較しますと建築部局のそれは遙かに脆弱な実情であることは否定できないように思います。それは建築部局の違反処理担当者が極めて少ないことに起因しているのではないかと推測されます。

しかし、もっと基本的な問題は、建築基準法の性格という面を見逃してはならないように思うのです。つまり、建築基準法は、第1条において「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて……」とする目的を定めていることから理解できるように、建築基準に係る規制法令自身が最低の基準を定めることを明確にしているのですから、当然のこととしてこの法律に基づいて違反処理を行うに当たっては、相当に建築物の危険性が高まるまでは具体的に行政処分等が発出されることはないと考えられます。したがって、消防法には最低の基準を定めるという様な消極的な規定は存在しませんから、必然的に消防機関に比べて建築部局の違反処理が鈍くなるのは致し方がないと思うのです。

以上の様に考えると、消防機関は建築部局からの違反情報を待って対応するというのではなく、寧ろ、消防機関の方から建築部局に立入検査等で得た法令違反情報を提供していくという体制作りを心掛けることが非常に大切だということになります。

《Q266》元々、事務所ビルで(15)項だった防火対象物を、2階部分を予備校や塾に用途を変更して(16)項口の用途に変更した上、併せて地階部分に駐車場を設けたような場合、この駐車場に水噴霧消火設備等を設置する必要があるのでしょうか。

《岐阜県T市消防本部 予防課 M・Aさん》



駐車場部分に設ける水噴霧消火設備等の技術上の基準は、防火対象物の用途以外の要件に基づく基準であることから、防火対象物の用途変更の前後に関わらず原則的に全ての防火対象物に適用される。

【ヒント】この質問に対しては、一般的に、防火対象物の用途が明らかに変更されていますので、消防法第17条の3の規定の適用によって、駐車場部分には水噴霧消火設備等の設置を要さないとの予防担当者の声が多いのではないかと想像されます。しかし、こうした考え方が本当に妥当なのか、よく検討してみる必要があるのではないかと思います。

事務所ビルの駐車場への水噴霧消火設備等については、昭和50年6月16日付消防安第56号で安全救急課長の質疑に対する回答があります。これは事務所ビルの地階部分を改装して専用駐車場を設けた場合、当該駐車場に係る水噴霧消火設備等の設置について消防法第17条の3第1項の規定が適用されるかという趣旨の質疑に関するもので、回答は、当該専用駐車場は防火対象物の主たる用途(事務所)に機能的に従属するものであり、防火対象物の用途自体には変更がないのであるから、結論として消防法第17条の3第1項の適用はなく、原則どおり消防法第17条第1項の規定に基づいて水噴霧等消火設備等の設置を要するとされています。

この質疑に対する考え方を基本にしますと、本質問の防火対象物では、間違いなく用途変更が行われていますので、消防法第17条の3第1項の規定が適用され、水噴霧消火設備等を設置する義務は生じないということになってくると言えそうです。そうしますと、機能的に従属して防火対象物の用途変更該当しなければ水噴霧消火設備等の設

置義務を負い、逆に防火対象物の用途変更があったと認められるような改装を行っていただければ当該消火設備等の設置義務を負わないということになります。これでは何か釈然としないものが残って、法令の適用上均衡を失っているのではないかと再び疑問が湧いてくるのではないのでしょうか。

そこで、もう一度最初の段階に戻って消防法第17条の3の規定について考えてみなければなりません。この規定は、「消防法第17条第1項の防火対象物の用途が変更された」場合に、「変更後の用途に応じた消防用設備等」の技術上の基準に適合しない状態が起こった時、「変更前の用途に関する消防用設備等の技術基準を適用」というものですから、消防法第17条の3の規定は基本的に「防火対象物の用途に応じた消防用設備等の技術上の基準の適用」に関する規定だと理解しなければなりません。ところが、消防用設備等に係る技術上の基準は、原則として防火対象物の用途に応じて定めているものが多いものの、中には消防法施行令第11条第1項第5号、同第12条第1項第8号、同第13条第1項の一部、同第21条第1項第8号、11号から15号までの規定の様に、一部例外的に防火対象物の用途以外の要件に基づいて消防用設備等の技術上の基準を定めている規定もあります。少なくともこうした例外的な消防用設備等の技術上の基準は、そもそも防火対象物の用途に応じたものではない故に、消防法第17条の3の規定の外にあることに注意しておかなければなりません。つまり、防火対象物の用途以外の要件に基づいて適用される消防用設備等の技術上の基準ですから、この様な基準に関わる規定は防火対象物の用途変更の前後の如何に関わらず原則的に全ての防火対象物に適用されますので注意する必要があります。

したがって、上記のことを考慮しますと、先述の昭和50年6月16日付消防安第56号安全救急課長の質疑に対する回答の結論は勿論妥当だと考えられますし、本質問の防火対象物の場合も、例えば消防法第17条の2の5の規定で水噴霧消火設備等の設置を要さない事情があれば格別、そうでないのであれば最初から消防法第17条の3の規定が適用される余地はないのですから、基本的に駐車場には水噴霧消火設備等の設置を要するものと解されることになります。

なお、駐車用の用に供される部分に対する消防法施行令第13条第1項の水噴霧消火設備等の設置判断に当たって、当該部分が機能的に従属するとか、防火対象物の用途変更に該当するのかなどということが、この質問に対する答えを考える際に念頭に浮かぶ予防担当者も多いのではないかと思います。しかし、本質問に係る判断結果を導き出すには、こうした不必要な要素に惑わされないように心掛けることが大切だということを指摘しておきます。

《Q267》開業準備前の段階にある物品販売業やホテル等の防火対象物に対する消防用設備等や防火管理関係の規制は、どの時点から義務を課すことが出来るのかご教示ください。以前は、用途開始から義務を課すことが出来るように理解されていたと思うのですが。

《山口県S市消防本部 予防課 Y・Tさん》



一定の用途に使用することを前提に開業準備のために従業員が具体的な作業にはいる時にはその時点から消防用設備等及び防火管理に関する

法令上の義務を負うと解される。

【ヒント】従来は、ホテルのような防火対象物の開業前の準備段階にあるものには消防用設備等や防火管理等の規制は及ばないという理解がされていたように思います。こうした考え方の基礎になっていたのが、消防用設備等の規制や防火管理規制が消防法施行令別表第1に掲げる各用途に現に使用開始されていなければならないと理解されていたからです。確かに、防火対象物が新たに設置されて、どの時点から具体的に消防法令の適用を受けるのかという点は、できるだけ明確になっていなければなりません。その意味では、現実に消防法施行令別表第1の各用途に使用開始された時点をもって法規制を及ぼすという考え方はそれなりに説得力を有するものと言えます。

しかし、防火対象物に出入りし、勤務し、又は居住する者の数によって防火管理規制を行い、防火対象物の人的、物的火災危険を軽減するために消防用設備等の設置及び維持義務を課している法令の趣旨から考えますと、防火対象物が完成し、それぞれの予定された用途に使用するために従業者が当該防火対象物で開業又は使用等の準備にはいった段階で、少なくとも各用途の防火対象物として法規制を受けることになるかと解することが妥当なように思うのです。つまり新設された防火対象物を予定の用途に使用するための準備段階に入った状態から法規制を課するという考え方が適切なのではないかとこの発想です。一旦、使用を開始した防火対象物（既設）でも、物販店の様な態様のものは、売場の雰囲気を変えるために商品の並べ替えを行うための準備期間を設ける場合も少なくあります。そうした準備期間には法規制を受けないというのでは当然不合理です。こんな観点からも上記のような考え方は肯定できると思います。

《Q268》物品販売店で立入検査を拒まれるために階段の放置物件を除去させることが出来ないことか